

QUICPay 会員特約(QUICPay カード、QUICPay モバイル会員に適用されます。)

### 第1条(目的等)

1. 本特約は、株式会社セディナ(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」、当社と併せて「両社」という。)ならびに JCB の提携するカード発行会社が共に運営する『QUICPay』と称する IC チップを用いた非接触式クレジット決済システム(以下「本決済システム」という。)の内容、利用方法、ならびに第2条(2)に定める指定本会員および第2条(4)に定める QUICPay 会員と当社との間の契約関係等について定めるものです。
2. 本特約は、第2条(4)に定める QUICPay 会員の本決済システム利用について第2条(2)に定める指定本会員および第2条(4)に定める QUICPay 会員に適用されます。

### 第2条(用語の定義)

本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次の通りです。本特約において特に定めのない用語については、当社所定の会員規約(以下「会員規約」という)におけるのと同様の意味を有します。

- (1)「本カード」とは、本決済システムの利用を可能とする機能を有する両社所定の非接触式 IC チップを搭載したカード等をいいます。
- (2)「指定本会員」とは、会員規約に定める本人会員のうち、本特約を承認のうえ、本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認した方をいいます。
- (3)「指定カード」とは、指定本会員が会員規約に定める本人会員として貸与されまたは貸与されているクレジットカードのうち、指定本会員が本決済システム利用代金の支払方法としてあらかじめ指定するクレジットカードをいいます。
- (4)「QUICPay 会員」とは、以下の各号のいずれかに該当する方をいいます。
  - ①指定本会員
  - ②指定本会員にかかる会員規約に基づく家族会員または指定本会員の家族のうち、本特約を承認のうえ指定本会員の同意を得て本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認した方(以下「QUICPay 家族会員」という。)
- (5)「QUICPay 加盟店」とは、両社が定める所定の標識が掲げられた本決済システムの利用が可能な加盟店をいいます。
- (6)「QUICPay 端末」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するための QUICPay 加盟店に設置された端末をいいます。
- (7)「QUICPayID」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するために、QUICPay 会員に個別に付される 20 桁の数字からなる ID をいいます。

### 第3条（本カードの発行及び貸与）

1. 指定本会員および **QUICPay** 会員となろうとする者（以下「**QUICPay** 入会申込者」という。）は、当社所定の『**QUICPay** 入会申込書』等に必要事項を記入し、または当社が通知もしくは公表する方法に従い、本決済システムの利用を申し込むものとします。（以下「本入会申し込み」という。）
2. 当社は、**QUICPay** 入会申込者のうち、当社が審査のうえ承認した方に対し、当社が発行する本カードを貸与します。なお、当社は、以下の各号に該当すると判断した場合には、入会を承認しません。
  - (1)本入会申し込みの際し、虚偽の事実を記入もしくは申告し、または偽造もしくは変造にかかる資料を添付した場合。
  - (2)本入会申し込みの際し、あらかじめ指定した指定カードが無効である場合。
3. 指定本会員および **QUICPay** 会員と当社との間の本決済システム利用に関する契約は、当社が前項に定める承認をした時に成立します。
4. 本カード上には、**QUICPay** 会員名、**QUICPayID** および有効期限等(以下「本カード情報」という。)が表示されます。本カードは、その貸与を受けた **QUICPay** 会員本人以外、使用できません。
5. **QUICPay** 会員は、自己に貸与された本カードおよび本カード情報を、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければなりません。本カードの所有権は当社にあり、**QUICPay** 会員は、本カードの譲渡、貸与、預託もしくは担保提供等一切の処分または本カードの占有移転を行わないものとします。
6. **QUICPay** 会員は、自己に貸与された本カードに搭載された IC チップにつき、偽造、変造、もしくは複製または分解もしくは解析等を行ってはなりません。
7. **QUICPay** 会員が前三項に違反したことにより、第三者が本カードまたは本カード情報を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用は **QUICPay** 会員本人の意思に基づく利用とみなし、その利用代金はすべて指定本会員の負担とします。

### 第4条（**QUICPay** 家族会員等）

1. 指定本会員は、本特約を承認の上、**QUICPay** 入会申込者のうち **QUICPay** 家族会員になろうとする者の本入会申し込みの際にそれらの者が本決済サービスを利用することにつき同意することにより、当該 **QUICPay** 家族会員に対し、自己に代わって本決済システムを利用する一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与するものとします。
2. 指定本会員は、前項に定める本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、当社所定の方法により、**QUICPay** 家族会員による本決済システムの利用の中止を申し出るものとします。指定本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

#### 第5条（有効期限、更新）

1. 本カードの有効期限は、本カード上に表示された年月の末日までとします。
2. 当社は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなく、かつ会員資格を喪失していない **QUICPay** 会員のうち、当社が審査の上、引き続き **QUICPay** 会員として承認する方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という)を発行します。

#### 第6条（届出事項の変更等）

1. 指定本会員および **QUICPay** 会員は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号等もしくは指定カードの会員番号に変更が生じた場合は、遅滞なく、当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届け出がないために当社からの通知書その他の送付書類が延着し、または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、前項の変更の届け出を行わなかったことについて、指定本会員および **QUICPay** 会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

#### 第7条（本カードの再発行）

当社は、本カードの紛失、盗難、破損、汚損等の理由により **QUICPay** 会員が希望した場合、当社が審査のうえ、原則として本カードを再発行します。ただし、合理的な理由がある場合は本カードを発行しない場合があります。

#### 第8条（本カード利用方法）

1. **QUICPay** 会員は、**QUICPay** 加盟店において本カードを提示し、**QUICPay** 端末に本カードをかざす等両社所定の操作を行うことにより、**QUICPay** 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という。）ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。
2. 前項にかかわらず、**QUICPay** 加盟店は、本カード利用状況に応じて、当社に対し、第9条第1項に定める本カード利用が可能な金額を照会し、また、**QUICPay** 会員本人による利用であることを確認する場合があります。なお、この利用可能な金額の照会には、通信回線の利用状況等により、多少時間がかかる場合もあります。
3. **QUICPay** 会員は、第14条に定めるほか、以下の各号に定める場合、本カードを利用することができないことがあります。
  - (1) 本カードの物理的な破損・汚損等により、**QUICPay** 端末において本カードの取り扱いができない場合。
  - (2) 指定カードにつき、紛失・盗難またはその他会員規約に定める理由により、利用が一時停止されている場合。

(3)その他、当社が、QUICPay 会員の本カード利用状況および指定本会員の信用状況等により QUICPay 会員の本カード利用を適当でないと判断した場合。

#### 第9条（本カード利用が可能な金額）

1. QUICPay 会員は、指定カードについて定められた利用可能枠を基準として、会員規約に定める「利用可能な金額」の範囲内において当社が認めた場合に、本カードを利用することができます。なお、「利用可能な金額」の算定にあたって利用可能枠から差し引かれる利用残高は、指定カードの利用残高の金額に、当該指定カードを指定カードとするすべての本カードの利用残高が合算された金額となります。
2. 前項にかかわらず、QUICPay 会員による本カード利用は、1 回あたり金 20,000 円を上限とします。

#### 第10条（債権譲渡の承諾、立替払いの委託）

1. QUICPay 加盟店と JCB または JCB の提携会社との契約が債権譲渡契約の場合、指定本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。
  - (1)QUICPay 加盟店が JCB に債権譲渡したうえで、当社が JCB に立替払いすること。
  - (2)QUICPay 加盟店が JCB の提携会社に債権譲渡したうえで、当社が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。
2. QUICPay 加盟店と当社 JCB または JCB の提携会社との契約が立替払い契約の場合、指定本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
  - (1)当社が QUICPay 加盟店に対し立替払いすること。
  - (2)JCB が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が JCB に立替払いすること。
  - (3)JCB の提携会社が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が当該 JCB の提携会社に対し立替払いすること。
3. 商品の所有権は、当社が立替払いをしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されます。

#### 第11条（本カード利用代金の支払区分及び支払方法）

1. 本カード利用代金の支払区分は、「一回払い」もしくは「一括払い」に限られます。ただし、指定カードについて別途支払区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。
2. 本カード利用代金の支払いに関しては、本カードの利用は指定カードの利用とみなされます。

3. 指定本会員は、会員規約に定める指定カードの利用代金の支払期日および支払方法と同様に、本カード利用代金を支払うものとします。
4. 指定本会員は、指定カードの会員番号、有効期限等が当社により変更された場合であっても、本カード利用代金の全額を、異議なく支払うものとします。

#### 第12条（QUICPay 会員の退会、会員資格の喪失等）

1. 指定本会員および QUICPay 会員は、当社所定の方法により、本特約を解約または QUICPay 会員を退会することができます。なお、指定本会員にかかる全 QUICPay 会員が退会した場合には、指定本会員は当然に本特約を解約されます。
2. 指定本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に本特約を解約されます。なお、指定本会員が本特約を解約された場合、当然に QUICPay 会員の会員資格も喪失します。
  - (1)指定本会員が、会員規約に定める会員資格を喪失した場合。
  - (2)指定本会員が QUICPay 会員として更新カードを発行されることなく、本カードの有効期限が経過した場合。
3. QUICPay 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)については当社が QUICPay 会員資格の喪失の通知をしたときに、(4)、(5)については当然に会員資格を喪失します。
  - (1)QUICPay 会員が、本特約または会員規約に違反した場合。
  - (2)QUICPay 会員による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
  - (3)本カードの最終使用日より当社が別途通知または公表する一定期間本決済システムの利用がない場合。
  - (4)指定本会員が第4条第2項に定める方法により QUICPay 家族会員による本カードの利用の中止を申し出た場合。
  - (5)QUICPay 会員が、QUICPay 会員として更新カードを発行されることなく、本カードの有効期限が経過した場合。
4. QUICPay 会員は、前三項のいずれの場合においても、当社の指示に従い、ただちに本カードを返却し、または本カードに切込みを入れて廃棄しなければならないものとします。
5. QUICPay 会員は、当社が第3条、第5条または第7条に基づき送付した本カードについて、QUICPay 会員が相当期間内に受領しない場合には、QUICPay 会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。

#### 第13条（本カードの紛失・盗難等）

QUICPay 会員が、カードを紛失・盗難等により、不正使用された場合でも、利用代金等の一切は会員の責任とさせていただきます。ただし、カード会員保障制度規約に基づき保険の適用が認められたときは、届出日前 60 日にさかのぼり、カード会員保障制度規約

の定めにより補てんします。

#### 第14条（本サービスの一時停止、中止）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、指定本会員およびQUICPay会員に対する事前の通知なく、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。

(1)本決済システムの運営のための装置およびシステムにかかる保守点検、更新を定期的にまたは緊急に行う場合。

(2)火災、天災、停電その他の不可抗力により、本決済システムの運営を継続することが困難である場合。

(3)その他、当社が本決済システムの運用を緊急に一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合。

2. 当社は、前項に定めるほか、技術上または営業上の判断等により、指定本会員に対し事前に通知することにより、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。

3. 前二項に定める本決済システムの運営の一時停止または中止により、指定本会員、QUICPay会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は故意または過失がない限り、一切責任を負いません。

#### 第15条（適用関係）

本特約に定めのない事項については、すべて会員規約を準用するものとします。

#### 第16条（特約の改定）

1. 将来、本特約が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知した後にQUICPay会員のいずれかが本カードを利用した場合、当社は、指定本会員およびすべてのQUICPay会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

2. 本特約の改定事項が軽微である場合は、当社ホームページでの公表をもって、指定本会員への通知に代えることがあります。

QUICPay モバイル特約 (QUICPay モバイル会員に適用されます。)

#### 第1条 (目的等)

1. 本モバイル特約は、両社が別途指定する本決済システムに対応しうる機能を備えた携帯電話 (以下「指定携帯電話」という。) を使用方法による本決済システムの利用方法等を定めるものです。
2. 本モバイル特約は、第2条に定める QUICPay モバイル会員の本決済システム利用について第2条に定める QUICPay モバイル会員および指定本会員に適用されます。
3. 本モバイル特約におけるそれぞれの用語の意味は、本モバイル特約において特に定めるほか、当社所定の会員規約 (以下「会員規約」という。) および QUICPay 会員特約 (以下「本特約」という。) におけるのと同様の意味を有します。

#### 第2条 (QUICPay モバイル会員)

「QUICPay モバイル会員」とは、本特約に定める QUICPay 会員のうち、本モバイル特約を承認の上、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認した方をいいます。

#### 第3条 (モバイル ID・パスワードの発行)

1. 指定本会員および QUICPay モバイル会員となろうとする者 (以下「QUICPay モバイル入会申込者」という。) は、本特約に定める本入会申し込みの際、当社所定の『QUICPay 入会申込書』に記入し、または当社が通知もしくは公表する方法に従い、指定携帯電話による本決済システムの利用を申し込むものとします。
2. 当社は、QUICPay モバイル入会申込者のうち、審査のうえ承認した方に対し、QUICPay モバイル会員毎に定められた ID (以下「モバイル ID」という。) およびパスワード (以下「パスワード」という。) を発行し、当社所定の方法により通知します。なお、モバイル ID およびパスワードは、当社が通知する所定の期間 (以下「会員情報登録期間」という。) 内に第5条に定める会員情報登録がなされない場合または一度でも同会員情報登録に利用された場合には無効となります。
3. 指定本会員および QUICPay モバイル会員と当社との本モバイル特約に基づく指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用に関する契約は、当社が前項に定める承認をしたときに成立します。
4. QUICPay モバイル会員に通知された当該モバイル ID およびパスワードは、当該通知を受けた QUICPay モバイル会員本人以外、使用できません。QUICPay モバイル会員は、自己に通知されたモバイル ID およびパスワードを、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとし、第三者に開示または使用させてはなりません。

5. QUICPay モバイル会員は、第 5 条に定める会員情報登録を行う以前に、自己に通知されたモバイル ID およびパスワードを紛失した場合には、ただちに、当社所定の方法によりその旨届け出るものとします。
6. QUICPay モバイル会員が、前二項に違反したことにより、第三者がモバイル ID およびパスワードを使用して本決済システムを利用した場合、当社は、当該第三者による利用を QUICPay モバイル会員本人の意思に基づく利用とみなし、その利用代金は QUICPay モバイル会員本人の負担とします。

#### 第 4 条（準備事項）

1. QUICPay モバイル会員は、第 5 条に定める会員情報登録に先立ち、自己の責任および費用負担において、指定携帯電話およびこれに付随して必要となる各種機器の準備、指定携帯電話の利用にかかる携帯電話通信事業者との携帯電話を利用したインターネット利用サービス契約の締結、およびその他指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用に必要な準備を行うものとします。
2. QUICPay モバイル会員が、前項に定める準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、当社は一切の責任を負いません。また、QUICPay モバイル会員と携帯電話通信事業者との間の携帯電話を利用したインターネット利用サービス契約が、理由のいかんを問わず終了した場合には、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用の一部または全部が制限される場合があります。

#### 第 5 条（会員情報登録）

1. 当社は、QUICPay モバイル会員に対し、モバイル ID およびパスワードを通知することにより、QUICPay モバイル会員の指定携帯電話内に装備された IC チップに、QUICPay モバイル会員名、QUICPayID および有効期限等（以下「モバイル会員情報」という。）を書き込みまたは読み出すために当社所定のアプリケーション（以下「本アプリケーション」という。）をダウンロードし、かつ指定サイト（以下「本サイト」という。以下「本アプリケーション」と「本サイト」を総称して、「本アプリケーション等」という。）を使用（本アプリケーションのダウンロードと総称して、以下「使用等」という。）する等の方法（QUICPay モバイル会員がダウンロードするアプリケーションによっては、本サイトを使用しない場合もあります。）を実施したうえで、当該 IC チップにモバイル会員情報を格納（以下「会員情報登録」という。）する権利を許諾します。
2. QUICPay モバイル会員は、本決済システムの利用のために使用する予定の自己の指定携帯電話から、当社所定の方法により本アプリケーション等の使用等を行い、自己に通知されたモバイル ID およびパスワードを入力する等当社所定の操作を行うことにより、当該携帯電話に会員情報登録を行うものとします。

## 第6条（本モバイル）

1. 前条の手順に従い会員情報登録が完了した当該携帯電話を「本モバイル」といいます。  
当該会員情報登録の完了により、QUICPay モバイル会員は、本モバイルを使用する方法により、本決済システムの利用をすることが可能になります。なお、QUICPay モバイル会員に対しては、本特約に定める本カードは発行、貸与されません。
2. QUICPay モバイル会員は、自己に通知されたモバイル ID およびパスワード同様、本モバイルを、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとします。
3. QUICPay モバイル会員は、本モバイルにつき、機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、預託、担保提供等もしくは廃棄等一切の処分をする場合には、当社所定の方法により、その旨届け出るものとし、かつ、本モバイル内に記録されている本アプリケーション、本サイトのブックマークおよびモバイル会員情報を事前に削除するものとします。ただし、機種変更により QUICPay モバイル会員自らによる新たな会員情報登録が必要でない場合は、この限りではありません。
4. QUICPay モバイル会員は、本モバイルを紛失し、または盗難等の被害にあった場合には、ただちに、当社所定の方法によりその旨届け出るものとします。
5. QUICPay モバイル会員は、本モバイル内に装備された IC チップおよび本アプリケーション等につき、偽造、変造、複製、分解、解析、編集、転載等を行ってはなりません。
6. QUICPay モバイル会員が、前四項に違反したことにより、第三者が本モバイル、本アプリケーション等またはモバイル会員情報の使用等をして本決済システムを利用した場合、当社は、当該第三者による利用を QUICPay モバイル会員本人の意思に基づく利用と推定し、その利用代金は QUICPay モバイル会員本人の負担とします。

## 第7条（本モバイルの利用可能な金額）

本モバイルの利用可能な金額は、本特約に定める本カードの利用可能な金額に準じます。なお、指定カードについて定められた利用可能枠から差し引かれる利用残高には、QUICPay モバイル会員による本モバイル利用残高も合算されます。

## 第8条（有効期限）

1. 本モバイルを使用する方法によって本決済システムを利用することの有効期限（以下「本モバイルの有効期限」という。）は、当社が通知または公表します。
2. 当社は、本モバイルの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していない QUICPay モバイル会員のうち、当社が審査のうえ、引き続き QUICPay モバイル会員として承認する方に対し、本モバイルの有効期限を更新し、当社所定の方法で、その旨を通知します。
3. 前項の場合、QUICPay モバイル会員は、当社所定の更新登録期間（更新登録期間は当社が通知または公表します。）内に本アプリケーション等の使用等をして、当社所定の操

作を行うことにより、本モバイルに会員情報の更新登録を行うものとします。

#### 第9条（モバイル ID およびパスワードの再発行）

1. 当社は、モバイル ID およびパスワードの紛失、会員情報登録期間もしくは更新登録期間の経過による無効または、本モバイルの紛失、盗難、破損もしくは汚損、機種変更により **QUICPay** モバイル会員による新たな会員情報登録が必要となる等の理由により、**QUICPay** モバイル会員が希望した場合、当社が審査のうえ、原則としてモバイル ID およびパスワードを再発行します。ただし、合理的な理由がある場合はモバイル ID およびパスワードを発行しない場合があります。
2. 前項の場合、**QUICPay** モバイル会員は、新たに発行、通知されたモバイル ID およびパスワードを使用して、第5条に準じて会員情報登録を行うものとします。

#### 第10条（**QUICPay** モバイル会員退会、**QUICPay** モバイル会員資格の喪失）

1. 本モバイル特約の**QUICPay**モバイル会員による**QUICPay**モバイル会員の退会および同会員資格の喪失は、本特約の定めるところに準じます。また、本モバイル最終使用日より当社が別途通知または公表する一定期間本決済システムの利用がない場合についても、同様とします。
2. **QUICPay** モバイル会員が本モバイル内に記録されている本アプリケーションおよびモバイル会員情報を削除した場合、または当社が指定する会員情報登録期間もしくは更新登録期間の経過による無効等により、本モバイルによる本決済システムの利用ができない状態となった場合は、当該**QUICPay** モバイル会員は**QUICPay** モバイル会員の退会もしくは同会員資格を喪失したものとみなします。なお、本項により**QUICPay** モバイル会員が**QUICPay** モバイル会員の退会もしくは同会員資格を喪失した場合は、第8条または第9条の場合を除き、当社はその旨を当該**QUICPay** モバイル会員に通知する義務を負担しないものとします。
3. **QUICPay** モバイル会員が**QUICPay** モバイル会員の退会もしくは同会員資格を喪失した場合、または本モバイルが無効となった場合、**QUICPay** モバイル会員は、当社の指示に従い、ただちに、本モバイル内に記録されている本アプリケーション、本サイトのブックマークおよびモバイル会員情報を削除するものとします。なお、**QUICPay** モバイル会員が本アプリケーション、本サイトのブックマークおよびモバイル会員情報の削除を行わず、本モバイルにより本決済システムを利用し、または第三者が本モバイル、本アプリケーション等またはモバイル会員情報の使用等をして本決済システムを利用した場合、**QUICPay** モバイル会員は、**QUICPay** モバイル会員を退会または同会員資格を喪失した後といえども、会員規約、本特約および本モバイル特約に基づき、本モバイル利用代金の支払義務を負うものとします。

#### 第11条（知的財産権等）

本アプリケーション等に関する知的財産権等は、当社または JCB に帰属します。  
QUICPay モバイル会員は、本アプリケーション等を、本モバイル特約で定められた用途以外に使用することはできません。

#### 第12条（免責事項）

1. 当社は、QUICPay モバイル会員が本モバイルを使用して本決済サービスを利用したことにより、本モバイルの通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本モバイル内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、QUICPay モバイル会員または第三者に損害が発生した場合といえども、当社に故意または過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。
2. 当社は、本特約または本モバイル特約に別途定める場合を除き、指定携帯電話および指定携帯電話内に装備された IC チップ等の技術的な欠陥、品質不良等の原因により、QUICPay モバイル会員が本モバイルを使用して本決済システムを利用することができない場合といえども、一切の責任を負いません。ただし、本決済システムが利用できない原因が、当社の故意または過失による本アプリケーション等の技術的な欠陥、品質不良等によることが明らかである場合はこの限りではありません。
3. 携帯電話通信事業者等が提供するサービスにより、本モバイルの通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本モバイル内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及んだり、本決済システムを利用することができない場合、QUICPay モバイル会員または第三者に損害が発生した場合といえども、当社に故意または過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。

#### 第13条（適用関係）

本モバイル特約に定めのない事項については、すべて本特約および本特約が準用する会員規約を準用するものとします。その場合、「本カード」は「本モバイル」と読み替えま

#### 第14条（モバイル特約の変更）

1. 将来、本モバイル特約が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知した後に QUICPay モバイル会員のいずれかが本モバイルを利用した場合、当社は、指定本会員およびすべての QUICPay モバイル会員が当該改定内容を承認したものとみなします。
2. 本モバイル特約の改定事項が軽微である場合は、当社ホームページでの公表をもって、指定本会員への通知に代えることがあります。